

岐阜県公報

第二千五百四十六号
平成二十六年五月十六日

(金曜日)

目次

告示

浄化槽法に基づく水質に関する検査の業務を行う者の指定

特別保護地区の保護に関する指針案等の縦覧

指定医療機関の再開の届出

介護扶助のための居宅介護事業者等の指定取消し

安八郡広域連合の規約の変更許可

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

毒物劇物取扱者試験の実施

介護保険指定居宅サービス事業所の指定の取消し

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定の取消し

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

県営土地改良事業の変更計画の決定

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

基本測量の実施

公共測量の終了

岐阜都市計画の図書の縦覧

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区役員の退任及び就任

落札者に関する公示

(廃棄物対策課) 三三二一

(自然環境保全課) 三三二二

(地域福祉国保課) 三三二三

(同) 三三二四

(市町村課) 三三二五

(環境生活政策課) 三三二六

(薬務水道課) 三三二七

(高齡福祉課) 三三二八

(同) 三三二九

(障害福祉課) 三三三〇

(商業・金融課) 三三三一

(農地整備課) 三三三二

(建設政策課) 三三三三

(用地課) 三三三四

(同) 三三三五

(都市政策課) 三三三六

(中濃農林事務所) 三三三七

(恵那農林事務所) 三三三八

(会計課) 三三三九

(同) 三三三〇

告示

岐阜県告示第四百十三号

浄化槽法に基づく水質に関する検査の業務を行う者の指定に関する告示(平成二十五年岐阜県告示第九十二号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一中「財団法人岐阜県環境管理技術センター」を二般財団法人岐阜県環境管理技術センターに改める。

岐阜県告示第四百十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定をするため、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案並びにこれらの縦覧場所を公告する。

なお、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、平成二十六年五月十六日から平成二十六年五月二十九日までの間に当該指針の案について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 特別保護地区の名称及び区域		
名称	区	域
金華山特別保護地区	金華山国有林三一八 林班から三一八七林班までの各林班の区域	
松野特別保護地区	可児郡御嵩町次月地内の国道二二号と町道六六号線との交点を起点とし、同所から同町道を北進した後北東進し町道道東 大洞線に至り、同所から同町道を北進し町道二九号線との交点に至り、同所から同町道を東南進し瑞浪市との境界を越え市道松野湖線との交点に至り、同所から同市道を東南進し松野湖余水吐を南西進し可児川沿いの散歩道に至り、同所から同散歩道を南西進し御嵩町との境界に至り、同所から同境界を南西進し国道二二号に至り、同所から同国道を北進した後西進し起点に至る線により囲まれた区域	
恵那峡特別保護地区	大井ダムから旧美恵橋跡に至る木曾川の水面の区域	
北ノ俣特別保護地区	飛驒市神岡町大字打保地内の金木戸国有林二 五四林班中イ小班、二 五五林班中イ小班、二 五七林班中イ小班及び二 六六林班中イ小班的区域	

二 特別保護地区の存続期間		
名称	指定区分	指 定 目 的
金華山特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、多様な針葉樹及び広葉樹が群生する林相の変化に富む地域であり、メジロ、ウグイス、マヒワをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっているスタジイ、ツブラジイといった照葉樹の極相林及びヒノキの天然林が発達している国有林の当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
松野特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、アカマツ林、落葉広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、アナグマ、タヌキ、キツネをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっている松野湖周辺の

三 特別保護地区の保護に関する指針の案		
名称	指定区分	指 定 目 的
金華山特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、多様な針葉樹及び広葉樹が群生する林相の変化に富む地域であり、メジロ、ウグイス、マヒワをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっているスタジイ、ツブラジイといった照葉樹の極相林及びヒノキの天然林が発達している国有林の当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
松野特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、アカマツ林、落葉広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、アナグマ、タヌキ、キツネをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっている松野湖周辺の

四 一から三までに掲げる事項の縦覧場所		
名称	縦 覧 場 所	
恵那峡特別保護地区	環境生活部自然環境保全課 東濃振興局恵那事務所環境課、中津川市役所及び恵那市役所	天然性広葉樹林の当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
松野特別保護地区	環境生活部自然環境保全課、中濃振興局環境課、東濃振興局環境課、瑞浪市役所及び可児郡御嵩町役場	当該地域は、常緑広葉樹林、コナラ林、アカマツ林等が分布する林相の変化に富む地域であり、コゲラやカケスをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっている大井ダム湖畔の当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
北ノ俣特別保護地区	環境生活部自然環境保全課、飛驒振興局環境課及び飛驒市役所	当該地域は、天然針葉樹林及び天然広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ライチョウ、クマタカ等の希少鳥獣をはじめとする多種多様な野生鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっているネズコ、コメツガ、アオモリトドマツ等の天然針葉樹やブナ、ナラ、トチ、ハン等の天然広葉樹からなる当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。

岐阜県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる生活保護法第五十条の二の規定により、

次の指定医療機関から当該医療機関の事業を再開した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされる生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

指定医療機関の名称 開設者 所在地 再開年月日

山口産婦人科 医療法人社団香和会 大垣市静里町九一四 平成三〇・四・一

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 指定居宅介護事業所等の名称 指定居宅介護事業所等の所在地 指定取消年月日

株式会社環境福祉基構 関市小瀬二〇九一 特定施設入居者生活介護 木 香 の 郷 関市小瀬二〇九一 平成二六・四・三〇

株式会社環境福祉基構 関市小瀬二〇九一 介護予防特定施設入居者生活介護 木 香 の 郷 関市小瀬二〇九一 平成二六・四・三〇

公 示

安八郡広域連合の規約の変更許可

安八郡広域連合長から申請のあった安八郡広域連合の規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により平成二十六年四月一日付けで許可したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

岐阜県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十一条第二項の規定により、介護扶助を担当させる機関として指定した次の居宅介護事業者等の指定を取り消したので、同法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

指定居宅介護事業所等の名称 指定取消年月日

郷 関市小瀬二〇九一 平成二六・四・三〇

郷 関市小瀬二〇九一 平成二六・四・三〇

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年四月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふあいん
- 三 代表者の氏名 善生 みゆき
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼東町二丁目一六一番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者、障害児に対して、福祉サービスに関する事業及び就労支援、相談支援事業を行い、地域

の社会福祉に寄与することを目的とする。

毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施しますので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。）第八条の規定により公示します。
平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験の日時
平成二十六年八月二十日（水）午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
岐阜市三田洞東五丁目六番地一号 岐阜薬科大学三田洞キャンパス
- 三 試験の種類
次のうちいずれか一つを選んで受験してください。
 - 1 一般毒物劇物取扱者試験
 - 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
 - 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 試験科目
 - 1 筆記試験
 - (一) 毒物及び劇物に関する法規
 - (二) 基礎化学
 - (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法（ただし、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）
 - 2 実地試験（筆記により実施）
毒物及び劇物の識別及び取扱方法（ただし、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）
- 五 出願書類

- 1 受験願書（氏名の記載に当たっては、本人の署名又は記名押印によること。）
一通
- 2 写真（出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 一枚
- 六 受験手数料
一万五百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納入してください（消印しないこと。）
- 七 願書受付期間
平成二十六年六月九日（月）から六月二十日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）
- 八 願書受付場所
1 県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）
2 岐阜県健康福祉部業務水道課
- 九 郵送による受験願書の受付
1 願書郵送受付期間
平成二十六年六月九日（月）から六月二十日（金）までの消印のあるものに限ります。
2 願書送付先
〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南一 一 岐阜県健康福祉部業務水道課
- 3 願書郵送方法
出願書類については、「五 出願書類」のとおりです。
出願書類は角形二号の封筒に入れ、封筒には「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留により提出してください。
また、一つの封筒に入れることができる出願書類は、一件です。
- 十 受験票の送付
受験者に対して、平成二十六年八月一日（金）までに岐阜県健康福祉部業務水道課から直接受験票を送付します。
- 十一 合格発表
平成二十六年九月十九日（金）午前十時
試験合格者の受験番号を県庁及び県立保健所の掲示板並びに岐阜県庁ホームページ

に掲示するほか、合格者には合格証を送付します。

岐阜県庁ホームページ(業務水道課)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/kenko-fukushi/yakumu/>

十二 試験結果の提供

毒物劇物取扱者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

毒物劇物取扱者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

平成二十六年九月十九日(金) から十月二十日(月) まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前八時三十分から午後五時十五分まで(ただし、平成二十六年九月十九日(金)にあつては、午前十時から午後五時十五分まで)

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口(県庁二階)及び県立保健所の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十三 問合せ先

岐阜県健康福祉部業務水道課(電話〇五八 二七二 八二八五)

岐阜保健所生活衛生課(電話 五八 三八 三三)

岐阜保健所本巢・山県センター生活衛生課(電話 五八 二二三 七二六八)

西濃保健所生活衛生課(電話 五八四 七三 一一一内線二六八)

西濃保健所揖斐センター生活衛生課(電話 五八五 二三 一一一内線二六一)

関保健所生活衛生課(電話 五七五 三三 四 一一一内線三五七)

関保健所都上センター生活衛生課(電話 五七五 六七 一一一内線三五二)

中濃保健所生活衛生課(電話 五七四 二五 三一一内線三五五)

東濃保健所生活衛生課(電話 五七二 二三 一一一内線三五七)

恵那保健所生活衛生課(電話 五七三 二六 一一一内線二五五)

飛騨保健所生活衛生課(電話 五七七 三三 一一一内線三二〇)

飛騨保健所下呂センター生活衛生課(電話 五七六 五二 三一一内線三五三)

介護保険指定居宅サービス事業所の指定の取消し

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者の指定を取り消したので、同法第七十八条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	株式会社環境 福祉基構	事業所の名称	木香の郷	事業所の所在地	岐阜県関市小瀬二〇九番 地一	サービスの種類	特定施設 入居者生 活介護	取消年月日	平成 二六・四・三〇
----------------	----------------	--------	------	---------	-------------------	---------	---------------------	-------	---------------

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定の取消し

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の九第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者の指定を取り消したので、同法第五十五条の十の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	株式会社環境 福祉基構	事業所の名称	木香の郷	事業所の所在地	岐阜県関市小瀬二〇九番 地一	サービスの種類	介護予防 特定施設 入居者生 活介護	取消年月日	平成 二六・四・三〇
----------------	----------------	--------	------	---------	-------------------	---------	-----------------------------	-------	---------------

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定により同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第五十一条第四号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	取消年月日
株式会社環境福祉基構	特定施設入居者生活介護混合型木香の郷介護付有料老人ホーム	関市小瀬二〇九一	短期入所	平成二六・四・三〇

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年五月十六日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) 瑞穂ショッピングセンター

瑞穂市穂積字タリ三二一〇番一、字向野三四七四番一

二 意見の概要

瑞穂市長の意見

・各種法令等遵守するとともに、「カーマ進出に伴う地域協議会」の意見等及び付近住民からの苦情等あった場合は誠意をもって対応されたい。
(届出事項 新設)

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
揖斐川地区	揖斐川町役場	平成二六・五・一三 六・一三

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工業
平成二十六年二月十七日	坂口鉄筋	坂口美行	大垣市高屋町四丁目二九番地	般二二一 二〇〇八五	鉄筋工業
平成二十	株式会社	代表取締役	大垣市林町一	特二十三	土木及びほ装工事

平成二十六年四月二十一日	益電工業 有限会社	代表取締役 佐藤 三三夫	下呂市萩原町 羽根二四一九番地一	般二十一 八〇〇〇五	六	電気、管及び消防 施設工事業
平成二十六年四月十六日	株式会社 岐阜アイ シー	代表取締役 豊吉 秀男	各務原市蘇原 持田町三丁目 五〇番地の一	特二十四 六二六二		建築工事業
平成二十六年四月十五日	ミナミ建 設	南則彦	関市武芸川町 谷口一二四〇 番地一	般二十四 二九五二		建築及び大工工 事業
平成二十六年四月十四日	青木工務 店	青木克利	本巣市十四条 八九九番地	般二十三 一〇一六七	〇	大工及びとび・土 工工事業
平成二十六年四月十四日	井上住建	井上隆元	瑞穂市十七条 七三七 一	般二十二 一〇一五六	〇	建築及び内装仕上 工事業
平成二十六年四月七日	鳴海塗装 店	鳴海弘恭	羽島市福寿町 間島九丁目六 五番地の二	般二十二 八八三六		塗装工事業
平成二十六年四月四日	オクダ技 巧	奥田浩二	下呂市萩原町 大ヶ洞六九 一	般二十一 八〇〇一五	一	土木、とび・土工 石、鋼構造物、ほ 装及び水道施設工 事業
平成二十六年四月四日	原組	原孝典	下呂市三原一 九番地三	般二十五 八〇〇〇九	九	土木、とび・土工 石及びほ装工事業
平成二十六年四月四日	井戸順工 業株式会社	代表取締役 川島 勝彦	羽島市足近町 直道六七三番 地	般二十二 二二二二		管及びさく井工事 業
平成二十六年二月二十七日	美濃工研 株式会社	代表取締役 杉野 達和	大垣市本今四 丁目一三六	般二十二 一四七〇五		消防施設工事業
平成二十六年二月二十日	佐々木工 業	役 佐々 木常吉	〇丁目二三二 二一	一一一四九		業

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（国土広域情報修正測量）

三 作業期間

平成二十六年六月一日から
同 二十七年三月三十一日まで

四 作業地域

岐阜県内

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（公共基準点整備）

三 作業期間

平成二十六年四月一日から
同 年同月二十八日まで
四 作業地域
可児市虹ヶ丘

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画第一種市街地再開発事業

岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏名 住所

中濃用水
東部土地改良区
平成
二六・三三
理事 服部 武
美濃市横越 五二二番地
同 梅田 義幸
美濃市極楽寺 八〇二番地一
同 山本 勝昭
関市池尻 一二九七番地
同 青山 清美
同 一九七番地
同 今井 武夫
関市千足 三三三番地
同 中村 隆樹
同 七一番地三
同 山田 晴重
関市植野 七七二番地
同 山田 雅直
同 二四四番地一
同 堀 鍊太郎
関市広見 三三三番地
同 梅田 俊市
美濃市極楽寺 四九番地
同 山本 武
関市池尻 一五六九番地一
同 中村 一郎
関市千足 八〇一番地二
同 奥田 国勝
関市広見 九四八番地

就任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏名 住所

中濃用水
東部土地改良区
平成
二六・四一
理事 高井 勝
美濃市極楽寺 五四番地
同 後藤 鈞
関市池尻 二八八番地
同 片桐 勝利
同 一七四〇番地
同 今井 武夫
関市千足 三三三番地
同 須田 光圀
同 四六一番地一
同 辻 和信
関市植野 五六九番地
同 山田 秀和
同 三九九番地
同 村井 錦夫
関市広見 七三三番地
同 植村 和紀
同 四一番地一
同 村井 純生
美濃市極楽寺 八番地一のの一
同 後藤 章嘉
関市池尻 一五一五番地

同	中村 睦明	関市千足	五九番地
同	後藤 一夫	関市広見	七八一番地

土地改良区役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所在地
えな土地改良区	平成二六・三・三	理事	安江 建樹	恵那市中野方町	四〇四七番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所在地
えな土地改良区	平成二六・四・三	理事	三宅 敏之	恵那市山岡町原	八五〇番地二

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎で使用する電気の調達 3,060,000kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成26年1月28日

4 落札者を決定した日 平成26年3月11日

5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅株式会社国内電力プロジェクト部
部長 福田 知史

6 落札金額 68,347,589円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

平成二十六年五月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社